

8月は「道路ふれあい月間」です

【道路にはみ出している木の枝はありませんか？】

普段何気なく利用している道路の重要性をご理解いただき、いつも広く・美しく・安全な道路であるようご協力をお願いいたします。



8月10日は「道の日」

【お願い】

- 平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀が倒壊し、道路を通行中の方がお亡くなりになるという痛ましい事故が発生しました。
工作物（石塀・ブロック積）や看板などについて、老朽化等により倒壊、または落下の危険性がある箇所については早急に改善してください。所有者・管理者による適切な管理をお願いいたします。
- 防護柵（フェンス、ガードレールなど）に稲などを掛けないでください。
- 道路などへ畑の泥などが落ちた場合には、原因者において回収してください。
- 道路に隣接する土地の埋め立て及び工作物（石塀、ブロック積）など、給排水管、建物などの新築、改築の計画がある場合は事前に必ず建設課または農業振興課（本庁）へ境界立会などの申請をしてください。
- 道路や歩道にはみ出した木々や農作物は、危険を及ぼす状態であっても、勝手に町で伐採することはできません。土地の所有者または耕作者により、適切に管理していただきますようお願いいたします。なお、倒木等により道路の通行に支障がある場合は、連絡なく伐採・処理いたしますので、ご理解の程よろしくをお願いいたします。

■ 問い合わせ先：町役場 建設課 ☎ 0994（65）8424 町役場 農業振興課 ☎ 0994（65）8417

肝付町役場臨時職員の募集について

- ◆ 応募資格……昭和28年4月2日以降に生まれた方
- ◆ 申込方法……写真を貼付した「雇用申込書」（下記の申込先にあります）に必要事項を記入し、直接持参または郵送ください。（雇用申込書は肝付町のホームページからもダウンロードできます。）
- ◆ 申込期間……平成30年9月14日（金）17：15まで※申込が無い場合は申込期間後も随時受付します。
- ◆ 申込先……本庁総務課、内之浦総合支所町民生活課、岸良出張所
- ◆ 選考方法……面接試験を実施します。（後日、日時・場所などの詳細は本人へ通知します。）
- ◆ 雇用期間……平成30年10月1日（雇用契約日）～平成31年3月31日（雇用契約は更新制となります。）
- ◆ 仕事内容（職種など）

| 職種 | 募集人員 | 応募資格 | 職務内容 | 勤務条件 | 担当課 (問合せ先) |
|---------|------|---|--|--|---|
| 道路維持作業員 | 若干名 | <ul style="list-style-type: none"> ・普通自動車免許保持者 ・草刈機の安全衛生教育講習修了者※1 ・チェーンソー特別教育講習修了者※2 (※1※2は採用後の受講でも可・自己負担) ・体力に自信のある方 | <ul style="list-style-type: none"> ・肝付町内（高山地区または内之浦地区）において、主に道路等の草払いや道路施設の維持補修作業等 | <ul style="list-style-type: none"> ・7,500円/日 ・1日7時間45分勤務（8:30～17:15） ・週5日勤務 ・勤務日数に応じて通勤費用相当額を支給（片道2km以上の場合） ・有給休暇等有 | <ul style="list-style-type: none"> 【高山地区】 建設課 (65)8424 【内之浦地区】 林務水産課 (67)4513 |